

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園職員退職手当支給規程

	平成15年10月	1日	規程第9号
改 正	平成21年	4月1日	規程第121号
	平成25年	9月25日	規程第217号
	平成29年	1月1日	規程第267号
	平成30年	3月29日	規程第288-2号
	令和3年	4月1日	規程第372号
	令和6年	3月27日	規程第425号

(総則)

第1条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の職員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 退職手当は、勤続期間が6箇月以上の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。ただし、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園就業規則（以下「就業規則」という。）第54条第2号及び第3号の規定に基づき解雇された者に対しては支給しない。

(計算方法)

第3条 退職手当の額は、職員の退職の日における本俸月額に第4条各号に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 退職手当の額を算出するにあたり、支給額100円未満の端数が生じた時は100円に切り上げるものとする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の本俸月額に係る特例)

第3条の2 定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る就業規則第50条の2第2項の規定による年齢から20年を減じた年齢以上である者に対する同条第1項の規定の適用について、「退職の日における本俸月額」は「退職の日における本俸月額及び退職の日における本俸月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職の日における本俸月額に応じて100分の3（退職等の日において定められているその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては、100分の2）を乗じて得た合計額」と読み替えるものとする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の額に係る特例)

第3条の3 定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る就業規則第50条の2第2項の規定による年齢から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条の2の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2第1項第1号	及び特定減額前本俸月額	並びに特定減額前本俸月額及び特定減額前本俸月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本俸月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては100分の2）を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項第2号	退職の日における本俸月額に、	退職の日における本俸月額及び退職の日における本俸月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本俸月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本俸月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本俸月額を基礎として、前3条の規定により算出した場合の退職手当の額に相当する額

（支給割合）

第4条 退職手当の支給割合は、次の各号による。

- （1）勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の100
- （2）勤続5年をこえ、10年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の140
- （3）勤続10年をこえ、20年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の180
- （4）勤続20年をこえ、30年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の

100分の200

- (5) 勤続30年をこえる期間については、勤続期間1年につき本俸月額100分の100

(本俸月額の減額改定以外の理由により本俸月額が減額されたことがある場合の退職手当の本俸月額に係る特例)

第4条の2 退職した者の勤続期間中に、本俸月額の減額改定（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園職員給与規程の別表第1、別表第2の1～3及び別表第3の改定により当該改定前に受けていた本俸月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本俸月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本俸月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本俸月額」という。）が、退職日本俸月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本俸月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本俸月額を基礎として、第3条及び第4条の規定により算出した場合の退職手当の額に相当する額
- (2) 退職の日における本俸月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の額が第3条及び第4条の規定により算出した額であるものとした場合における当該退職手当の額の退職の日における本俸月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本俸月額に対する割合

(退職手当の最高限度額)

第5条 前4条の規定により算出した退職手当の額が本俸月額に100分の5、500を乗じて得た額をこえるときは、第7条に規定する場合を除き、本俸月額に100分の5、500を乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

2 第4条の2第1項の規定により算出した退職手当の額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 55以上 特定減額前本俸月額に55を乗じて得た額
- (2) 55未満 特定減額前本俸月額に第4条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日における本俸月額に55から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算出の基礎となる勤続期間は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間は職員となった日の属する月から起算し、退職した日の属する月までの月数による。

3 就業規則第43条第2項に規定する職員（以下「見習職員」という。）又は臨時職員から引き続き職員となった者の在職期間は第1項の規定にかかわらず、見習職員又は臨時職員であった期間を第1項の勤続期間に加算する。

4 前3項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による休職及び次条第1項に規定する国等の機関の業務に従事させるための休職を除く。）、停職又は育児休業の期間その他これらに準ずる事由により現

実に職務をとることを要しなかった期間のある月（現実には職務をとることを要する日のあった月を除く。）が一以上あった時は、その月数の2分の1（育児休業の期間においては、子が1歳に達するまでは3分の1）に相当する月数を前3項の規定により算出した期間から除算することができる。

- 5 前4項及び次条の規定により算出した在職期間に1年未満の端数があるときは、月数をもって計算する。

（国等の機関から復帰した職員の退職手当に係る特例）

第6条の2 職員のうち、のぞみの園理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項及び第2項に規定する独立行政法人及び特定独立行政法人、若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者として勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者が身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（退職手当の増額）

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額に、本俸月額（第4条の2第1項の適用を受ける職員については、特定減額前本俸月額）に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 負傷若しくは疾病により、その職に堪えられず退職した時又は在職中に死亡したとき
- (2) 勤続期間が10年以上であって定年により退職したとき
- (3) 予算定員の削減により退職させられたとき又は部課等の廃止により配置転換が困難なため退職したとき
- (4) 勤続期間が15年以上であって、職務上特に功労があった者が退職したとき
- (5) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められたとき

（退職手当の減額）

第8条 職員が傷病、出産若しくは結婚又は死亡によらず、その者の都合により退職する場合（任命権者の要請に応じ引き続き国若しくは国にかわって業務を行う団体の職員又

は地方公共団体の職員となる場合を除く。)又は第2条ただし書きの規定に準ずる理由により退職させられた場合は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

(弔慰金)

第9条 職員が在職中に死亡した場合においては、第3条から前条までの規定により算出して得た退職手当のほかに、その者の死亡当時の本俸月額(第4条の2第1項の適用を受ける職員については、特定減額前本俸月額)に100分の400を乗じて得た額に相当する金額を弔慰金として遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条及び前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(平成21年3月31日に在職している職員の本俸月額の特例措置)

第11条 平成21年3月31日に在職している職員であって独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年4月規程第120号)の適用により同年4月1日から受ける本俸月額が前日に受けていた本俸月額に達しない職員にあっては、平成25年3月31日までを限度としてそれが達するまで第3条、第4条、第5条、第7条及び第9条中「本俸月額」とあるのは、「平成21年3月31日に受けていた本俸月額」と読み替えて適用するものとする。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 のぞみの園の設立の際、心身障害者福祉協会(以下「協会」という。)の職員であった者で、引き続きのぞみの園の職員となった者の勤続期間の算定については、協会の職員であった期間をのぞみの園の勤続期間とみなす。

(退職手当の額の調整)

3 当分の間、職員に対する退職手当の額は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、100分の83.7を乗ずる前の退職手当の額が、国家公務員退職手当法(昭和28年8月8日法律第182号)に準じて算出した退職手当の額と比較して下回っていた場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年9月25日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園職員退職手当支給規程（次項において「改正後の規程」という。）の附則第3項の規定及び次項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程の附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月29日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。